協定締結に関する手続き

運用別紙１

1　事業者等は、協定に先立ち森林課に対して事前相談を行った後、運用別紙２「申入書」を提出する。

2　森林課は、提出された申入書に形式的な不備がないことを確認の上、当該申入書を受理する。形式的な不備があった場合には、遅滞なく申入者に対して補正を求め、又は不受理となる旨を通知する。

3　申入書を受理した森林課は、事業者及び申入内容の適格性について判断する。適格性を満たさないと判断した場合は、協定の締結を行わないものとし、その旨を通知する。適格性は、以下(1)から(6)の要件で判断し、全ての要件を満たす場合に協定の対象とする。

(1)　「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)」、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」、「東京都建築物等における木材利用促進方針」及び都の森林・林業の施策と整合し、かつ、協定に基づき行われる事業が都の施策に寄与すること。

(2)　東京都監理団体指導監督要綱(平成９年３月 31 日付８総総行第 201 号)に基づく東京都監理団体でないこと。

(3)　政治団体若しくは宗教団体又はこれらに類するものでないこと。

(4)　東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和 62 年１月 14 日付 61 財経庶第 922 号)第２条に規定する暴力団等でないこと。

(5)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する営業を行うものでないこと。

(6)　法令及び公序良俗に反すると認められる行為など、社会通念上ふさわしくない行為を行っていないこと。

4　適格性を満たす申入れがなされた場合において、森林課は、協定の内容につい て関係部局の助言を得ながら、以下の要件を考慮して事業者等と調整する。なお、 協定の有効期間は、協定締結の日から５年以内とする。ただし、有効期間満了の 日の１か月前までに、事業者等から更新する旨の書面による申出があれば、本協 定の有効期間を期間満了の日から５年を超えない範囲において更新できるもの とし、以降も同様とする。

(1)　事業者等やその関係者による多摩産材等の利用の促進が継続的に図られること。

(2)　事業者等以外への波及効果により、多摩産材等の利用促進が期待できること。

5　森林課は、調整が済んだ協定の締結手続きを行う。